

第1章 基本計画策定の趣旨

1. 基本計画策定の趣旨

当市では「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」を合言葉に、「中津川市安全安心まちづくりモデル都市宣言」を行い、平成18年6月30日、安全で安心な地域社会を実現することを目的として「中津川市安全安心まちづくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、市民が安全で安心なまちづくりを実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成18年9月、平成27年3月までを計画期間とする「中津川市安全安心まちづくり基本計画」を策定しました。

この計画により、市、市民、地域、事業者が、**1. 安全安心まちづくりのモデル都市（19施策）、2. 非行防止対策（12施策）、3. 不審者対策（10施策）、4. いじめ対策（10施策）**に取り組んでまいりました。

この間、個人や団体などで自主的な防犯活動への参加が進むなど防犯意識の高まりが見られ、市民、事業者、関係機関相互の連携も進んでおります。こうした取り組みにより市内での刑法犯認知件数も減少傾向を示しているなど、一定の成果が表れています。

しかしながら、振り込め詐欺等の犯罪が市民の身近な所で発生しており、市民生活の安全性をより高める取り組みを進めていく必要があります。

そこで、「**第2期中津川市安全安心まちづくり基本計画（平成27年度～平成38年度）**」では、前期計画に基づいて進めてきた各施策の成果を踏まえつつ、今日の社会環境の変化により求められる新たな課題等への適切な対応を行い、安全安心まちづくりのより一層の推進を図ります。

なお、この基本計画の策定にあたっては、「中津川市安全安心まちづくり推進市民会議」での審議、多くの市民、関係団体の意見を反映し、まとめています。

2. 基本計画の施策対象の範囲

この基本計画は、市内の犯罪動向に基づき、非行防止対策、不審者対策、いじめ防止対策等を行い、犯罪を防止するための施策を対象としています。

なお、防犯施策などを具体的に実施していくにあたっては、関係機関・団体などが十分に連携して、相互協力を図りながら一体となって推進することが必要不可欠です。

3. 計画期間

この基本計画は、本市の長期計画（総合計画）の期間を考慮し、平成27年度から平成38年度までを計画期間とします。

なお、基本計画は、社会の急速な変化、市内の犯罪発生件数の増加や犯罪の内容、状況変化により、適宜見直しを行い、市民の意見に対応しながら、効果的かつ効率的な展開に努めることとします。

第2章 現状と課題

1. 犯罪などの現状

(1) 中津川市の犯罪などの状況

当市の平成25年中に認知した刑法犯は、窃盗犯が前年に比べ74件増加したことにより、総数で77件増加しました。過去8カ年では平成23年の犯罪総数591件が最も多くなっています。住民に身近な犯罪である窃盗犯は依然として高い水準で発生している状況となっています。

交番・駐在所別での発生状況は駅前や人口の多い地域で多発している状況が見られます。

○過去8カ年の犯罪概況（刑法犯の年別推移）

年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
窃盗犯	386	353	327	387	379	446	271	345
凶悪犯	4	2	3	0	1	2	4	0
粗暴犯	18	14	17	16	12	15	11	20
知能犯	52	28	49	27	33	20	11	10
風俗犯	2	6	2	5	5	1	3	3
その他	127	95	101	85	137	107	104	103
総数	589	498	499	520	567	591	404	481

資料：岐阜県警察犯罪統計

※粗暴犯：暴行、傷害、恐喝、脅迫、凶器準備集合

知能犯：詐欺、横領、偽造

風俗犯：賭博、わいせつ（強制わいせつ、公然わいせつ）

その他：住居侵入、器物損壊

○平成25年交番・駐在所別刑法犯罪発生状況

交番・駐在所	駅前	坂本	付知	福岡	坂下	阿木	苗木	落合	神坂	加子母	蛭川
窃盗犯	95	103	16	33	37	6	15	19	7	4	10
凶悪犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗暴犯	7	4	1	2	3	0	1	0	1	0	1
知能犯	2	4	1	2	0	0	0	0	0	0	1
風俗犯	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	30	38	0	19	6	1	7	2	0	0	0
総数	134	150	20	56	46	7	23	21	8	4	12

資料：中津川警察署調べ

少年犯罪については、平成25年犯罪白書によると、少子化の影響もありますが、全国的には平成16年から毎年減少を続けています。本市においても平成25年中の検挙補導人数は、前年比58%でした。少年非行の概況のうち、不良行為の大半は喫煙、深夜はいかいが占めており、有職少年や無職少年に次いで高校生の非行が多くみられます。

○少年非行の概況（人）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
不良行為少年	1,389	781	491	223	191	601	631	363
刑法（特別法）犯少年	36	39	25	47	28	32	16	15

資料：岐阜県警察犯罪統計

○不良行為種別（人）

	飲酒	喫煙	深夜はいかい	迷惑座り込み	暴走行為	その他	合計
H18	50	966	233	55	22	63	1,389
H19	28	496	117	22	18	100	781
H20	23	313	74	29	11	41	491
H21	3	121	43	0	7	49	223
H22	5	96	63	0	6	21	191
H23	3	405	123	0	13	57	601
H24	6	439	91	0	7	88	631
H25	13	295	27	0	5	23	363

資料：岐阜県警察犯罪統計

○不良行為学識別（人）

	小学生	中学生	高校生	大学生	その他学生	小計	有職少年	無職	合計
H18	0	62	454	58	19	593	609	187	1,389
H19	0	24	273	34	5	336	293	152	781
H20	2	46	104	17	8	177	195	119	491
H21	3	34	59	5	4	105	69	49	223
H22	0	22	50	0	0	72	76	43	191
H23	2	13	104	6	13	138	187	276	601
H24	0	21	72	4	19	116	254	261	631
H25	0	0	27	1	4	32	211	120	363

資料：岐阜県警察犯罪統計

市内の小中学校31校でのいじめの調査によると、小学校では学年が上がるにつれて発件数は増加し、中学校では学年が上がるにつれて減少しています。いじめの第一報は、小学校では保護者からの通告や担任の発見が多いのに対して、中学校では本人の訴え（アンケート調査）が最も多くなっています。いじめの内容は、冷やかし・からかい・悪口が多く、近年はゲーム機やスマートフォンなどの情報機器を媒体に行われることが増えています。

○過去5年間のいじめ認知件数

	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	57	56	63	64	65
中学校	90	68	65	44	30
合計	147	124	128	108	95

資料：中津川市教育委員会

○いじめの第一報

区分	小学校 (%)	中学校 (%)
学級担任が発見	26	17
学級担任以外の教員が発見	5	7
アンケート調査で発見	3	13
本人からの訴え	10	40
当該児童生徒の保護者からの通告	37	13
その他	19	10

資料：中津川市教育委員会

○アンケート調査項目

区分	小学校 (件)	中学校 (件)
冷やかし、からかい、悪口、脅し文句を言われる	32	22
仲間はずれ、集団による無視	13	10
遊ぶふりをして叩かれる、軽く蹴られたりする	22	3
強く叩かれたり、強く蹴られたりする	2	2
金品を隠される、盗まれたりする、捨てられる	5	2
嫌なこと、恥ずかしいことをされたりする	6	3
その他	2	3
合計	82	45

資料：中津川市教育委員会

(2) 全国の青少年非行事例から見る少年犯罪の現状

①警察庁「平成25年中における少年の補導及び保護の状況」から

ア 刑法犯少年の検挙状況

※刑法犯少年＝14歳以上20歳未満

・刑法犯少年は、年々減少傾向にあり、これは少年の人口比からみても減少しています。

・「窃盗犯」が33,134人で最多。以下はその上位の内訳です。

＜「万引き」16,741人、「自転車盗」6,326人、「オートバイ盗」3,826人＞

・全体に減少傾向にある中で、「性犯罪」だけは増加傾向が見られます。

・14歳、15歳、16歳の少年の犯罪割合が高く、合計で65%を占め、主に中高生です。

イ 性犯罪

・「強制わいせつ」が332人で6割を占めます。次いで「強姦」の124人、「公然わいせつ」の116人です。

・触法少年を含む中学生の検挙・補導は294人で、昭和62年以降で最多となっています。

※触法少年＝14歳未満

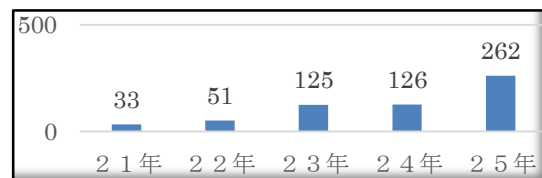
罪種	年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
		総数(人)	404	424	348	383	402	401	428	346	455
強 姦	強 姦	151	142	106	121	127	120	110	69	122	124
	強 制 わ い せ つ	253	282	242	262	275	281	318	277	333	332
触 法 少 年 を 生 じ 中 学 校 生	触 法 少 年 を 生 じ 中 学 校 生	177	181	171	193	196	204	237	237	287	294
	高 校 生	120	125	123	123	149	148	162	119	157	156

ウ 振り込め詐欺

・平成21年の検挙少年は33人でしたが、平成25年は262人となり急増しています。

・H25上半期の検挙人数は111人。

H26上半期は137人と増加の一途です（警察庁8月）。



エ 刑法犯少年の非行時間帯

・最も多いのが「午後4時～午後6時」で、半数近くが「午後2時～午後8時」に犯行に及んでいます。

・「窃盗犯」と「知能犯」は、半数近くが午後0時から午後6時に発生しています。

・「凶悪犯」は、8割近くが「午後6時～午前6時」の夜間に発生しています。

オ 刑法犯少年の原因・動機

・8割が「利欲」です。

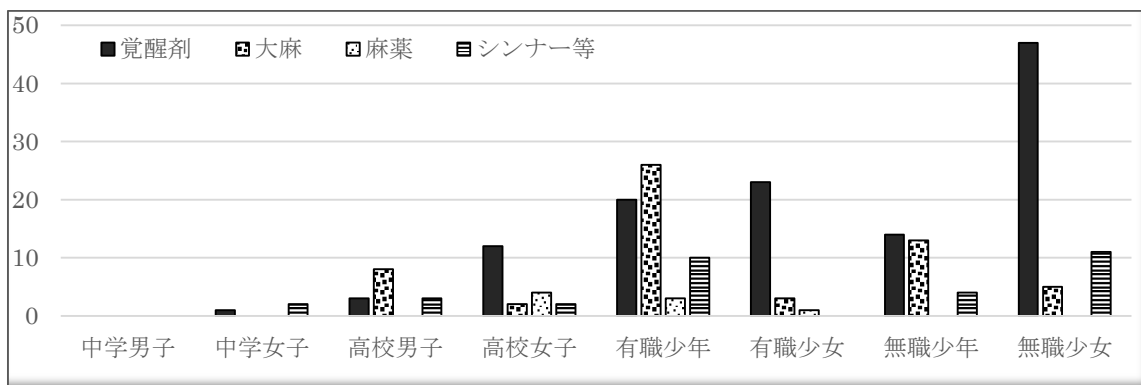
カ 触法少年の補導人数

・刑法では「風俗犯」のみが増加しています。25年は、24年の202人から51人増加して253人となっています。

- ・特別法（刑法犯以外の犯罪）では、8割近くが「軽犯罪法」での補導。全法令とも最多は「13歳」で約半数となっています。

キ 薬物乱用

- ・「覚醒剤」での送致人数が最も多く、最多は「無職少女」、次いで「有職少女」。「高校女子」も目立ちます。
- ・「大麻」は「有職少年」が最多となっています。
- ・「麻薬」の最多は「高校女子」、「シンナー等」では「無職少女」が最多。



ク 校内暴力事件

- ・1,771人が検挙・補導されています。そのうち1,569人が「中学生」で、9割近くを占めています。
- ・「教師に対する暴力事件」では799人が検挙・補導され、うち779人が「中学生」です。

ケ いじめに起因する事件

※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条の規定

- ・724人が検挙・補導され、うち527人が「中学生」となっており、7割を超えています。
- ・原因と動機別で多いのは、「力が弱い・無抵抗」が37%、「いいこぶる・なまいき」が22%です。

区分	年										
	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
総数（件）	161	165	233	201	151	163	133	113	260	410	
いじめによる事件	141	155	223	195	138	151	130	108	252	393	
いじめの仕返しによる事件	20	10	10	6	13	12	3	5	8	17	

コ 家庭内暴力事案

- ・1,806件発生し、45%が「中学生」、32%が「高校生」、「小学生」は7%となっています。
- ・原因・動機では、「しつけ等親の態度に反発して」が75%近くを占めます。
- ・次いで、「物品の購入要求が受け入れられず」、「理由もなく」が10%前後です。

サ 家出少年の発見・保護

- ・男女とも「中学生」が最も多く、それぞれ40%を超えています。次いで「高校生」、「小学生」となっています。

シ 福祉犯

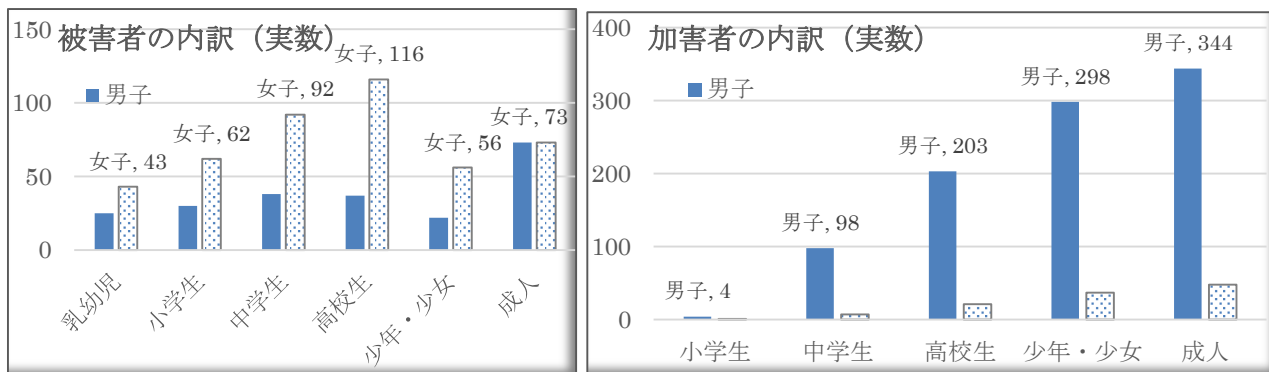
- ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」と「青少年保護育成条例」に関わる人数が、両方で7割近くを占めます。
- ・「児童買春」はほぼ横ばい。「児童ポルノ」に関わる送致件数が年々増加しています。
- ・被害者は女子が多く、「高校女子」が最多。「中学女子」と「高校女子」だけで75%を占めます。

②報道記事の集計から（平成26年8月末現在）

ア 容疑別件数

- ・「強盗・傷害」が最多で282件、次いで「性的な犯罪」が232件であり、2つで8割を占めます。

イ 加害者と被害者



- ・被害者には女子（女性）が多く、高校生まで増加しています。
- ・男子の最多被害は学齢期の「傷害」、女子の最多被害は学齢期の「性的な被害」です。
- ・加害者は男子（男性）が多く、年齢が上がるにつれて増加し成人が最多となっています。
- ・男子の最多加害は「集団暴走」、次いで「傷害」です。
- ・「性的な犯罪」に絞ると、加害者の8割以上が成人男性です。

ウ 殺人・死体遺棄

- ・高校女子や少女による、出生児や乳児の殺人、死体遺棄が4件報道されています。
- ・高1女子が同級生を殺害する事件も発生。
- ・少年による殺人事件が5件。被害者は、少年少女から祖父母までさまざまです。

エ 自殺・自殺未遂

- ・最多は「中学男子」の8人。次いで「高校女子」5人、「高校男子」4人となっています。
- ・いずれも「いじめ」との関係が問題視されています。

オ 誘拐・監禁

- ・小学校や中学校の女子、特に小学校女子が被害に遭いやすくなっています。

カ 強盗・恐喝・暴行等

- ・中高生男子や少年による犯罪が多く、複数で犯行に及んでいる傾向があります。

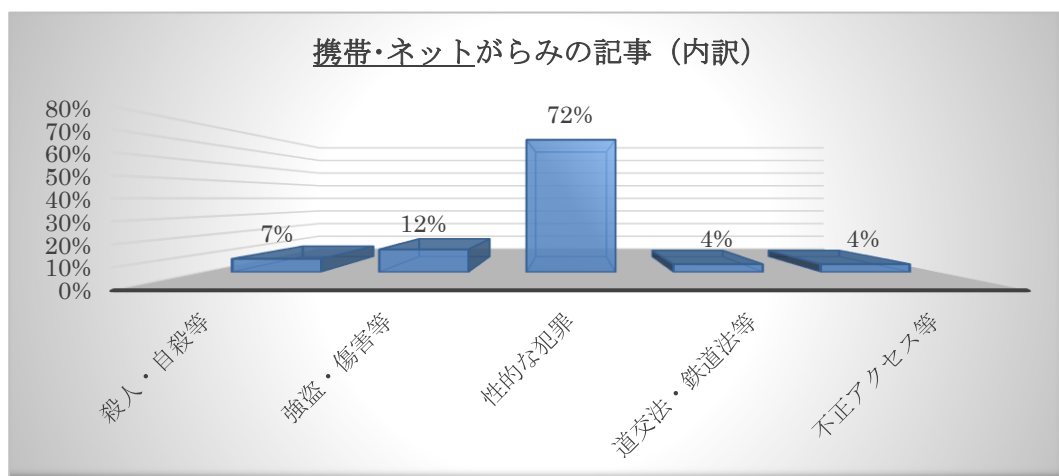
- ・侵入や窃盗、暴行事案も上記と同様な傾向にあります。
- ・薬物に関わる犯罪も目立ちつつあります。

キ 振り込め詐欺

- ・金欲しさのためにアルバイト感覚で「受け子」に手を染める中高生が増加しています。

ク 性的な犯罪

- ・わいせつ事案では、小中高の女子が被害にあうケースがほとんどで、特に小学女子が狙われやすい状況です。
- ・児童買春や盗撮、淫行事案も多発しています。
- ・買春などは、「出会い系サイト」がきっかけになりやすく、盗撮はスマホによるものが目立ってきています。
- ・加害者のほとんどは成人男性です。
- ・「サイバーパトロール」が功を奏し、未然に防がれるケースも見られるようになってきています。
- ・ネットがらみの事案の7割以上が性的な犯罪です。



ケ 道路交通法・その他

- ・中高生男子や少年による集団暴走事案がまだまだあり、多人数が検挙されています。
- ・「LINE」のつながりで集団暴走するケースが4件あり、合計100人近くが検挙されています。
- ・警察に偽通報して遊ぶ「ポリ鬼」が目立ち始めています。交番やパトカーに物を投げつけるケースもあります。

2. 市民の意識

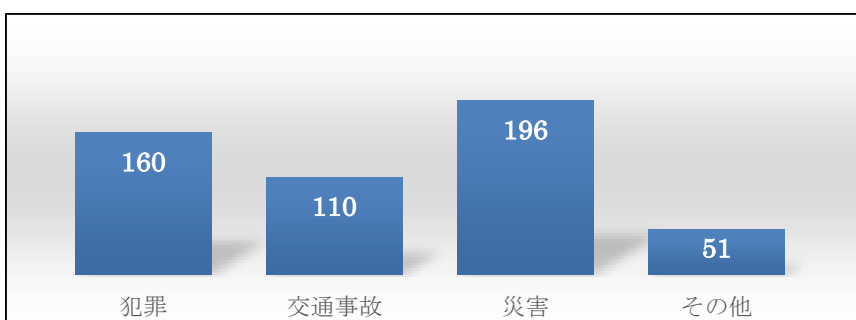
人口減少社会の到来、少子高齢化、急速に進む社会経済のグローバル化、高度情報化など、社会情勢は急激に変化しています。こうした中、地域内のつながりが希薄化し、地域コミュニティの活力が低下してきています。また、核家族化や単身世帯の増加が進んだことにより世代間の交流機会が減少するなど、市民生活環境も大きく変化してきています。

また、平成39年のリニア岐阜県駅の開業により周辺環境が大きく変わっていくことが考えられます。

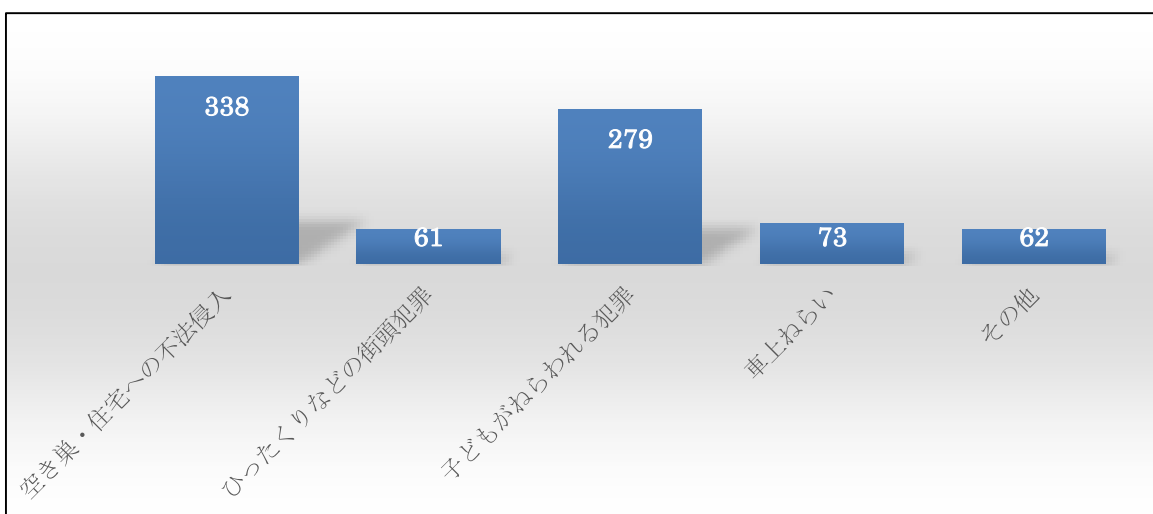
生活環境部防災安全課では、平成26年9月、「第2期中津川市安全安心まちづくり基本計画策定市民意向調査」を実施しました。（一般回答数484通、団体回答数125通）

その中で、市民が一番不安に思うことは、災害に次いで犯罪が多く、犯罪の中では、空き巣・住宅への不法侵入、子どもがねらわれる犯罪が不安であるといった回答が多くみられました。

○【問1】 あなたが一番不安に思うことはどれですか。

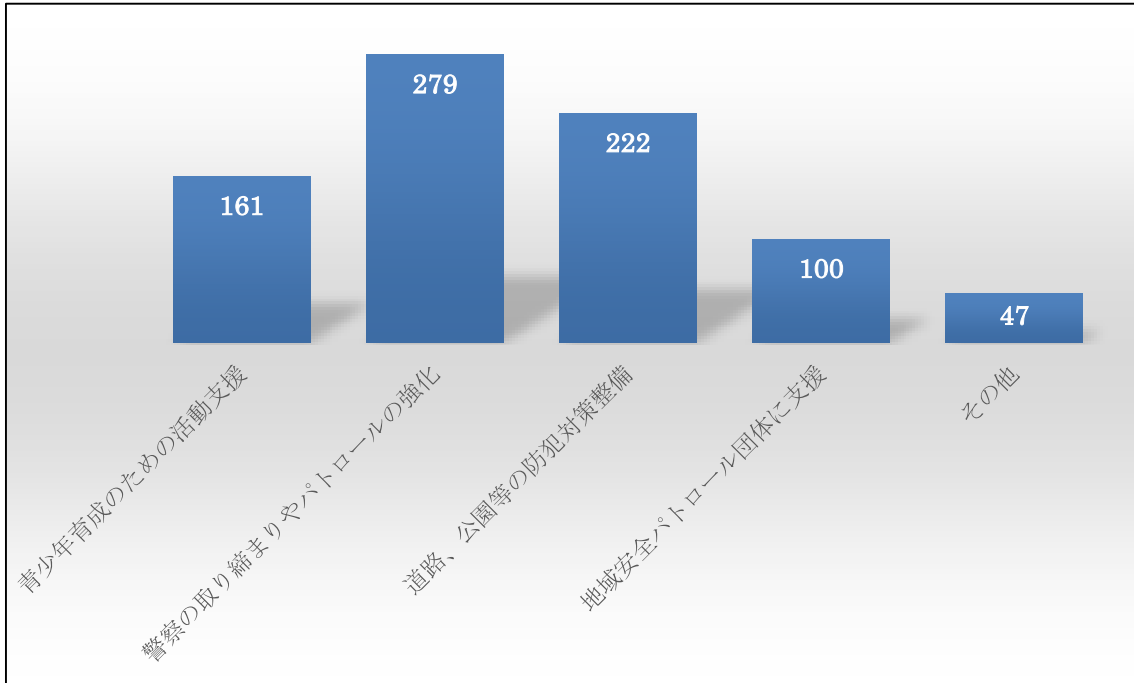


○【問2】 犯罪などの中で、特に不安と感ずることはどれですか。



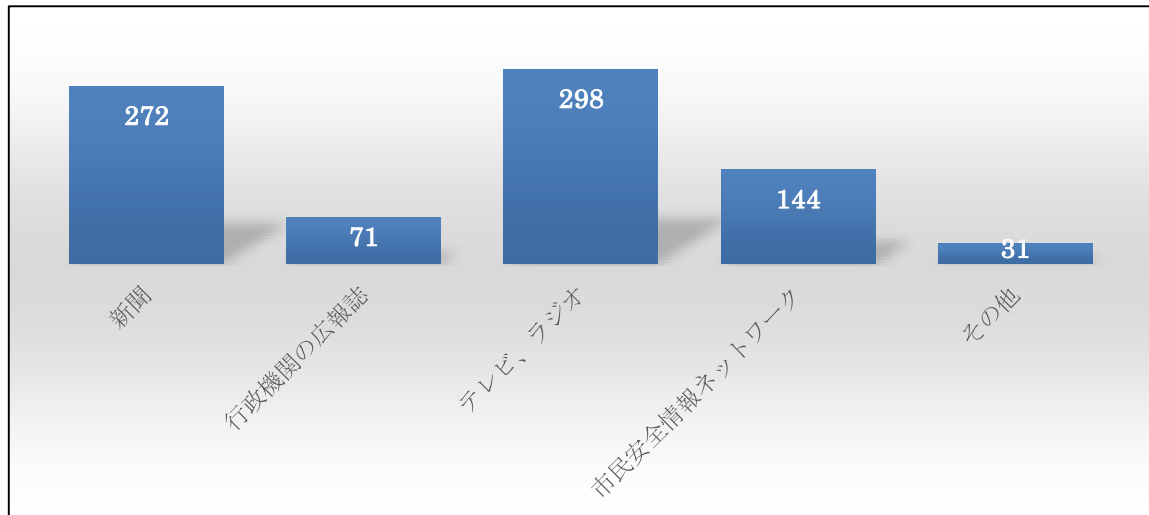
このような犯罪をなくすために行政機関や警察に対して、取締りやパトロールの強化、道路、公園等の防犯対策整備を期待する回答が多くなっています。

○【問3】 中津川市の安全・安心なまちづくりを実現するために行政機関や警察に対してどのようなことを期待しますか。また計画してほしいですか。



犯罪や防犯の情報は、テレビやラジオ、新聞から得るという回答が多く、次いで市民安全情報ネットワークや行政機関の広報誌という回答となっています。

○【問4】 犯罪や防犯のための情報は何かから得ることが多いですか。



また、いじめ防止に対して市に望むこととして、学校、教員等への研修が最も多く、次いで子どもの人権、道徳教育の徹底といった意見をいただきました。

その他、防犯パトロールの強化等の防犯対策や地域の連携を強化する取組みが必要といった意見をいただきました。

3. 現状からの課題

市内の犯罪などの状況は、中津川市安全安心まちづくり条例制定後、地域安全ボランティアによる安全パトロール実施等により刑法犯の総数は大幅に減少し、少年非行についても、少子化等の影響もあり、検挙補導件数は減少しています。しかしながら、住民に身近な犯罪である窃盗犯は依然として高い水準で発生しており、予断を許さない状況下にあります。

また、いじめ問題は、大きな社会問題となっており、近年では、悪口や無視を行う手段として、「ゲーム機やスマートフォン」などの情報機器を媒体にしたいじめが多くなっています。

こうした中、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、非行防止対策、不審者対策、いじめ対策が必要であり、その実現に向けて、次の課題に取り組んでいく必要があります。

(1) 乳幼児をもつ子育て家庭への支え

子どもにとって、「最初の社会は家庭である」ことを踏まえ、親が孤独な子育てや虐待に陥らないよう、乳幼児期の子育てをより丁寧に見届け、支援できるようにする対策が必要です。

(2) 幼少期から小学校における子育て

幼稚園や保育園から小学生の時期においては、人との関わりがどんどん広がります。この時期に常識的な躰とともに、「相手の気持ちを考える力（心）」を育てる対策が必要です。

(3) 家庭と学校の子育て連携

小学生から中学生にかけては、心身共に大きく変化します。それゆえ家庭と学校がそれぞれの役割を果たし、信頼しあって子どもを育てる対策が必要です。

(4) 「中津川の子」＝子どもと関わる地域社会の復活

地域の大人と子どもが一層顔見知りになって結びつきを強めるために、「近場は歩いて挨拶を」などの取り組みや、行事に「子どもが活躍できる場」を入れるなど、魅力的な地域の活動を生み出す工夫が必要です。

(5) スマートフォン、ゲーム機の普及に伴う「情報モラル教育」の推進

親や教師の見えないところで、スマートフォンやゲーム機が非行やいじめ、性的な犯罪などにつながっています。子どもたちだけでなく、親や教師、市民も危機意識と規範意識を一層高める対策が必要です。

第3章 基本計画推進の4つの柱

1. 安全安心まちづくりのモデル都市

市民一人ひとりが生活の安全に関する意識を高め、市民、家庭、地域、学校、警察、事業者、市役所などが共通認識のもと、情報の共有を図りながら力を合わせて、それぞれの役割を果たします。また、犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」を合言葉に、「安全安心まちづくりモデル都市」を推進していきます。

2. 非行防止対策

平成18年9月、青少年健全育成推進市民会議に、「地域非行対策部会」を設置し、悩みを持つ青少年や保護者への適切な助言及び支援を行ってきました。引き続き、市民、家庭、地域、学校、警察、事業者、市役所などの関係機関が協力し、少年非行防止対策を推進していきます。

3. 不審者対策

市内では、地域安全ボランティアによる安全パトロール活動など地域ぐるみの防犯活動が活発になり、一定の成果が表れています。引き続き、防犯対策のための連携とネットワークの促進を図るとともに、防犯マップなどを作成し、防犯活動への取組みを更に強化していきます。

4. いじめ対策

平成19年1月、安全安心まちづくり推進市民会議に、「いじめ対策部会」を設置し、いじめで悩んでいる子どもたちをバックアップする組織として、いじめ対策を推進してきました。

また、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、「中津川市におけるいじめ防止等のための基本的な方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を策定したことから、今後はこれらの方針に基づいていじめ対策を推進していきます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、並びにその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

すべての児童生徒が安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくために、学校、家庭、地域社会が連携し、児童生徒の「絆づくり」や「居場所づくり」に努め、いじめの未然防止と早期解消に取り組んでいきます。

また、大人が変われば子どもも変わるという姿勢を大切にし、地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような社会ぐるみの体制を整備していきます。

第4章 安全安心まちづくり施策の推進

1. 安全安心まちづくりのモデル都市

①安全安心まちづくり推進市民会議の設置

取組区分	事業概要
市・学校	○地域安全安心対策の立案及び推進、警察・地域・関係諸団体との情報共有及び連絡調整、自立に向けた青少年の支援、青少年健全育成推進市民会議及び防犯協会との連携協力を図りながら、安全安心まちづくりを推進する。
市民・家庭・地域 事業者	○地域安全安心対策の推進活動に連携をとりながら、積極的に取り組む。

②身の回りの安全点検と危険の除去

取組区分	事業概要
市・学校	○連携しての安全点検と対応策を図り、防犯マップなどの情報及び資料の提供を積極的に行う。
市民・家庭・地域	○自らの安全は自らが守ることを基本に、身の回りの安全点検と危険の除去に努める。 ○地域の安全は地域で守っていけるよう住民相互が連携、協力し、地域の実情にあった防犯活動や安全に関する知識の普及に努める。

③地域コミュニティの構築

取組区分	事業概要
市・学校	○地域活動に対して積極的に支援し、地域におけるコミュニティの構築を推進する。
市民・家庭・地域	○「地域の安全は自らの手で守る」という共通認識をもって、地域コミュニティを構築する。 ○行事に子どもが活躍する場を意図的につくり、また、地域の特色を生む取組みを推進する。
事業者	○地域活動などに協力する。

④「安全安心まちづくり推進月間」の実施

取組区分	事業概要
市・学校	○「生命を守る月間」とあわせて、安全で安心なまちづくり推進運動を展開する。
市民・家庭・地域	
事業者	

⑤市民への意向調査

取組区分	事業概要
市・学校	○市民または各団体に対して、防犯、安全についての意向調査を随時行い、安全安心に対する市民の要望を把握する。
市民・家庭・地域	
事業者	

⑥市内の各種行事における啓発活動

取組区分	事業概要
市・学校	○各地区で毎年開催される市民参加の各種行事において、啓発冊子などを配布することにより防犯意識の高揚に努める。
市民・家庭・地域	
事業者	

⑦事業者への啓発活動など

取組区分	事業概要
市・学校	○事業者への防犯知識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備を要請、さらには地域住民と連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりの施策検討をする。

⑧安全安心まちづくりリーダーの養成講座

取組区分	事業概要
市・学校	○地域安全ボランティアの人材を養成し、活動を支援するため、継続的にリーダー養成講座を実施していく。
市民・家庭・地域	
事業者	

⑨知識習得のための防犯講演会、研修会の開催

取組区分	事業概要
市・学校	○市民の知識習得のための防犯講習会や研修会を実施する。
市民・家庭・地域	○防犯に関する講習会や研修会などに積極的に参加するなどして、防犯はもとより振り込め詐欺や悪質商法などの知識の習得に努める。

⑩事業者による従業員への啓発

取組区分	事業概要
市・学校	○事業者へ啓発活動を要請する。
事業者	○従業員への防犯知識の普及、意識の啓発に取り組む。

⑪地域の一員としての取り組み

取組区分	事業概要
市・学校	○地域が一体となった犯罪防止運動を推進する。
市民・家庭・地域	
事業者	

⑫高齢者、障がいのある人を対象とした施策

取組区分	事業概要
市・学校	○高齢者や障がいのある人たちを犯罪被害から守っていくため、見守りなどの支援を充実する。 ○高齢者や障がいのある人が自らの生活の安全を確保していくうえで必要とされる知識の普及や啓発を実施するとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
市民・家庭・地域	○高齢者や障がいのある人を対象とした安全（防犯）対策の実施をする。

⑬市職員による犯罪被害者などの保護及び連絡及び防犯体制の整備と防犯活動

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○市職員が犯罪などの現場に遭遇した場合、被害者などを保護、各種手続きの支援や警察に連絡・通報するなどの連絡体制を整備する。</p> <p>○青色防犯パトロール活動を計画的に実施するとともに、パトロール車の増加と従事者の増加を図る。</p>

⑭子育て支援の推進

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じることができ、子どもが健やかに育つことができる社会の実現をめざし、中津川市子ども・子育て支援事業計画により子育て支援の充実と推進を図る。</p>
市民・家庭・地域	<p>○地域及び家庭においても、中津川市子ども・子育て支援事業計画により子育て支援の充実と推進に積極的に取り組む。</p>

⑮幼児教育、低学年の教育の充実

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○0歳から15歳児までの子育ての連携を強化していく。また、低学年における個々に応じた指導の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム、リーフレット「もうすぐ1年生」を改善し、活用する。 ・各小学校区幼保連携協議会の有効な運営を図る。
市民・家庭・地域	<p>○家庭、地域などにおいて、15歳までの子育ての連携について話し合い、家庭としての役割を果たしていく。</p>

⑯市民安全情報ネットワークの有効活用

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○市民安全情報ネットワークを双方向に有効活用し、市民の安全安心に関する情報や、振り込め詐欺及び悪質商法などの情報の収集及び伝達を進める。</p>
市民・家庭・地域 事業者	<p>○市民安全情報ネットワークを双方向に有効活用し、市民の安全安心に関する情報や、振り込め詐欺及び悪質商法などの情報の収集及び提供に努める。</p>

⑰ホームページの充実

取組区分	事業概要
市・学校	○市の公式ホームページに「生活安全情報コーナー」を設けて、市民の安全安心に関する情報、振り込め詐欺及び悪質商法に関する情報や、防犯マップなどを掲載し、市民に幅広い情報を伝える。
市民・家庭・地域	○市の公式ホームページを活用し、各種の生活安全情報を収集し、市民生活に反映する。 ・防犯マップなどの情報を収集し、市民生活に反映する。

⑱広報活動の推進

取組区分	事業概要
市・学校	○「広報なかつがわ」、「市ホームページ」、「市民安全情報ネットワーク」、「啓発ポスター」などにより市民に広く情報提供を周知し、防犯対策の推進及び消費者の被害防止に関する知識の普及啓発を図る。
市民・家庭・地域 事業者	○防犯対策の推進及び消費者の被害防止に関する情報及び知識の収集に努める。

⑲情報交換の推進

取組区分	事業概要
市・学校	○市民（地域安全ボランティア）、市、学校、警察などの関係諸機関が情報を共有するため、地域安全ボランティア代表者会議を開催し、共通意識を持って事案に対応できる推進対策を協議する。
市民・家庭・地域 事業者	○地域安全ボランティア代表者会議に参加し、共通意識を持って事案に対応できる推進対策に取り組む。

2. 非行防止対策

①市組織の充実

取組区分	事業概要
市・学校	○生活環境部防災安全課に青少年指導相談員を配置し、組織の充実を図る。また、不登校などの児童・生徒のために、適応指導教室での支援の充実を図る。

②地域非行対策部会の設置

取組区分	事業概要
市・学校	○青少年健全育成推進市民会議に地域非行対策部会を設置し、各関係機関との情報共有及び連携を図り、悩みを持つ青少年や保護者への適切な助言及び支援を図る。 ・自立に向けた青少年の指導をする。 ・事案に基づき、地域においてチーム編成を行い、地域の問題解決に取り組む。
市民・家庭・地域	○地域非行対策部会及びチーム編成による地域の問題解決に積極的に参加する。

③空き家・空き店舗、たまり場の対策

取組区分	事業概要
市・学校	○空き家・空き店舗の情報をデータベース化し、危険度の高い物件の管理者・所有者に対して地域と連携して、適正な維持管理の要請を進める。
市民・家庭・地域 事業者	○空き家・空き店舗の管理者・所有者は、適正な維持管理に努める。 ○空き家・空き店舗の監視及びパトロールに努める。

④家庭の取り組み

取組区分	事業概要
市・学校	○親子のふれあい、家族の団らんを通じて、基本的なしつけや社会規範を身に付けさせ、人間形成を行うことに、積極的に協力する。
市民・家庭・地域	○家庭において、親子のふれあい、家族の団らんを通じて、基本的なしつけや社会規範を身に付けさせ、人間形成を行う。

⑤青少年の健全育成

取組区分	事業概要
市・学校	○高校生及び青少年への健全育成のための人格形成と社会性を高めさせる。 ○地域及び関係団体と連携し、伝統、文化、イベント、スポーツなどの行事に、地域の子どもたちを積極的に巻き込む。
市民・家庭・地域 事業者	○地域で行われる伝統、文化、イベント、スポーツなどの行事に、子どもたちを積極的に巻き込み、存在感を持たせるとともに青少年の人格形成と社会性を高めさせ、地域を愛する心を育てる。

⑥街頭補導活動の充実

取組区分	事業概要
市・学校	○青少年健全育成推進市民会議の少年補導部会による街頭活動などの充実を図る。 ○青少年非行の現状から、万引きなどの刑法犯少年や喫煙などの不良行為少年に対する指導、補導活動の強化を図る。
市民・家庭・地域	○街頭補導活動に積極的に参加する。 ○地域において、万引きや喫煙などの不良行為少年に対しての指導、防止対策に取り組む。

⑦地域ぐるみで非行防止活動への参加

取組区分	事業概要
市・学校	○情報の収集と提供及び活動に対して積極的に支援し、地域における非行防止活動を推進する。
市民・家庭・地域	○地域における非行防止活動として、児童への声かけ活動と補導部会による街頭補導活動を実施する。
事業者	○地域における非行防止活動などに協力する。

⑧保護者、地域、関係諸機関などとの連携の充実

取組区分	事業概要
市・学校	○地域における行事などに親子での参加を推進することで、子どもに団体活動の大切さや感動体験を伝える。
市民・家庭・地域	○地域の行事などに親子で参加し、子どもに団体活動の大切さや感動体験を伝える。

⑨生徒指導の在り方を検討

取組区分	事業概要
市・学校	○市の生徒指導主事会において内容を研究し、教育の更なる充実と、人間関係の再構築を図る。

⑩学校づくりと子どもの居場所づくりを推進

取組区分	事業概要
市・学校	○子どもたちの現状を把握し、「全職員一丸となって取り組む学校」、「面倒見のよい先生・学校」、「子どもにとって安全安心で居場所」づくりに努める。 ○保護者が就労等により昼間家にいない小学生が、放課後や長期休暇を安全安心に過ごすことができる居場所づくりをすすめる。
市民・家庭・地域	○家庭及び地域が、学校と連携を図りながら、子どもたちの環境や居場所関係についての推進に努める。

⑪有害環境の浄化活動

取組区分	事業概要
市・学校	○青少年に有害な社会環境の浄化活動を推進する。
市民・家庭・地域	
事業者	

3. 不審者対策

①保護者、地域、関係諸機関などとの連携の充実

取組区分	事業概要
市・学校	○幼児、児童、生徒などの安全確保を図るため、積極的に情報発信することにより、保護者、地域、関係諸機関などとの連携の充実に努める。
市民・家庭・地域	○地域及び家庭において、積極的に情報を収集し、保護者、地域、関係諸機関などとの連携に努める。

②地域ぐるみで防犯活動への参加

取組区分	事業概要
市・学校	○情報の収集と提供及び活動に対して積極的に支援し、地域における防犯活動を推進する。
市民・家庭・地域	○地域における防犯活動として、日常的な不審者の監視活動や、防犯ボランティアによる安全パトロール活動を実施する。
事業者	○地域における防犯活動などに協力する。

③地域活動への支援

取組区分	事業概要
市・学校	○地域における犯罪発生状況や発生場所など犯罪に関する情報を提供するとともに、地域の活動で使用する啓発冊子やパンフレット、啓発物品などを提供する。 ○地域安全パトロール団体には、帽子、ベストなどを貸与する。 ○地域が行う青色防犯パトロール活動について、手続の支援や青色回転灯貸与を行う。
市民・家庭・地域 事業者	○市との連携、情報の共有、地域安全パトロールへの取り組みと啓発活動を実施する。

④施設などの防犯対策

取組区分	事業概要
市・学校	○関係機関と協議し、対応への指導や支援などを行う。
市民・家庭・地域 事業者	○防犯に考慮した施設や設備などを整備することや、空き巣・不法侵入などの対策が求められており、防犯カメラ・防犯灯の整備など、犯罪防止に配慮した積極的な対応を行うとともに、市民及び地域としての対策知識の習得に努める。

⑤公園における安全対策

取組区分	事業概要
市・学校	○公園においては、死角をつくらない樹木の配置や照明灯の整備に努める。
市民・家庭・地域	○地域の公園において、死角をつくらない樹木の管理や照明灯の整備に協力する。

⑥建築物における安全対策

取組区分	事業概要
市・学校	○公共建物については、死角になりやすい場所の解消など防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として整備する。

⑦学校などの安全（防犯）管理体制の整備

取組区分	事業概要
市・学校	○幼児、児童、生徒などの安全確保を図るため、教職員などによる学校などの安全(防犯)管理体制を整備する。

⑧安全教育の充実

取組区分	事業概要
市・学校	○各種の事件や事故を想定した安全教育を計画的、継続的に実施し、幼児、児童、生徒などが防犯関係についての知識を身につけ、安全に避難する方法などについて理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるように教育する。
市民・家庭・地域	○家庭において、防犯関係についての知識を身につけさせ、状況に応じて自ら安全な行動がとれるように努める。

⑨通学路の安全対策

取組区分	事業概要
市・学校	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路を街灯、防犯灯などによって明るくする事業を推進する。 ○児童、生徒などが日常的に通学、通園などに利用している通学路を調査し、安全確保を図る。 ○防犯ブザーを配付し、児童、生徒の安全確保を図る。
市民・家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路を街灯、防犯灯などによって明るくする事業に協力する。 ○児童、生徒などの通学路における安全点検について、地域が連携して調査及び対策に協力する。 ○家庭においては、配付された防犯ブザーを常日頃子どもに携帯させ、安全確保に努める。

⑩「子ども110番の家」事業の推進

取組区分	事業概要
市・学校	○子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより身の安全を図るため、地域の家庭や店舗に「子ども110番の家」として協力いただき、事業を充実する。
市民・家庭・地域	○「子ども110番の家」事業の推進に協力する。
事業者	

⑪市民安全情報ネットワークによる「不審者情報」の配信

取組区分	事業概要
市・学校	○市内での不審者情報を配信し、注意喚起を行う。
市民・家庭・地域	○不審者情報により自らの安全確保を心掛ける。

4. いじめ対策

(1) 基本的な方針の策定

①基本的な方針の策定

取組区分	事業概要
市・学校 市民・家庭・地域	<p>○中津川市の基本方針は、市内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定める。</p> <p>○中津川市の基本方針が、地域の実情に即してきちんと機能しているかを、中津川市「いじめ対策部会」において計画・実行・評価・改善について点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、いじめの防止等に関わる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する。</p>

(2) 組織等の設置

①いじめ対策部会の設置

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○中津川市は、「いじめ対策部会」を設置し、中津川市の基本方針策定や見直し、いじめの防止等に関する関係機関及び団体との連携を図るとともに、市立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査やいじめの防止等のための調査研究等を行う。</p>

②中津川市いじめによる重大事態再調査委員会の設置

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○市長は、「いじめ対策部会」による市立学校における重大事態の調査結果について、必要があると認めた時は再調査を行う附属機関として、「中津川市いじめによる重大事態再調査委員会」に調査を要請する。</p>

(3) いじめの未然防止

①各学校のいじめ防止基本方針策定

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○各学校の校長、教頭、生徒指導主事に対して「いじめ防止対策推進法」「中津川市いじめ防止基本方針」について説明するとともに、各学校の課題をふまえた「いじめ防止基本方針」を策定し、具体的な行動を示した方針を明記する。 <市教育委員会></p> <p>○各学校の「いじめ防止基本方針」を保護者に説明するとともに、地域へ発信し連携した取組を推進する。 <市教育委員会・各学校></p>

②研修の実施

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○「いじめは人間として決して許されない」という認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人ひとりに徹底、指導するよう各学校長、教頭、生徒指導主事への研修を行う。 <市教育委員会></p> <p>○道徳教育、情報モラル教育、体験教育の各種研修を行い、各学校がいじめを許さない学校づくりを進めるとともに、豊かな体験を通して児童生徒の心の醸成と自己肯定感の向上を図るよう支援する。 <市教育委員会></p> <p>○喫緊の課題であるインターネット等を通じて行われるいじめを防止するために、各関係機関と連携を図り、児童生徒と保護者への指導の場を設定するなど研修を充実するよう働きかける。 <市教育委員会></p>

③人権教育の推進

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進する。 <市教育委員会・各学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人が居場所と絆を実感できる集団づくりなど、いじめ・不登校の未然防止に関する実践研究を行い、その成果を市内に広く普及する。 ・市立学校を計画的に訪問し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育について指導・助言を行うとともに、学校や地域の実情に応じた道徳教育の実践研究を行い、その成果を広く普及する。 ・特別活動を充実するとともに、「ひびきあいの日」を実施し、児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。

④啓発活動の実施

取組区分	事業概要
市・学校 市民・家庭・地域 事業者	<p>○より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、啓発活動や相談窓口の周知等、家庭への支援を行う。 <市教育委員会、生活環境部></p> <p>○「いじめは、人間として許されない」という意識を徹底するため、人権尊重意識高揚の普及・啓発活動、研修等を充実する。 <生活環境部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県人権教育基本方針」を踏まえ、いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な人権課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充実を図る。 <市教育委員会> <p>○インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年を有害情報やトラブルから守り、インターネットの適切な利用に関する意識を高めるため、関係機関、団体、事業者と連携して、施策の推進に取り組む。 <生活環境部> ・「情報モラル教育に関する出前講座」を一層周知・徹底するとともに、インターネットトラブルに関する児童生徒・保護者向けの啓発資料、教職員向けの指導資料を作成・配布し、学校における積極的な活用を促す。 <市教育委員会> <p>○障がい児（者）理解の促進と障がい者差別防止のための各種啓発活動に取り組みます。 <健康福祉部></p>

⑤非行防止活動を通じた取り組み

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○子供たちの非行防止活動を通じていじめの未然防止に努める。 <生活環境部・文化スポーツ部></p> <p>・少年補導職員、スクールサポーター及び少年警察ボランティア等と連携し、地域の実情に応じた非行防止教室や講話などに取り組む。</p> <p>・阿木高校の生徒によるMSリーダーズ活動では、非行防止啓発活動、交通安全啓発活動、地域ボランティア活動等を推進し、高校生の規範意識高揚に取り組む。</p>

(4) いじめの早期発見

①調査の実施

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○定期的にいじめ等のアンケート調査を実施するとともに、個人面談、教育相談等を通して、児童生徒の悩みや保護者の不安を把握する。 <各学校></p> <p>○「子どもの人権SOSミニレター」などを積極的に利用し、早期発見に繋げていく。 <各学校></p>

②点検の実施

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○いじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。 <市教育委員会・各学校></p> <p>・いじめの認知件数や対応状況等について、年3回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を図る。</p>

③相談体制の充実

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。</p> <p>・学校外の相談窓口について、児童生徒に周知徹底を図るとともに、電話や面接相談を通じて、問題の解決に努める。 <市教育委員会・生活環境部></p>

(5) いじめの早期対応

①相談体制の充実

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○適応指導教室、教育委員会、各種相談窓口等が保護者の学校以外の相談窓口となり、学校以外での早期発見と早期対応に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室において、いじめにより不登校となった児童生徒に対するきめ細かな支援を行う。 <市教育委員会> ・少年センターにおける児童生徒の相談、支援体制の機能強化、関係機関との連携を図る。 <文化スポーツ部> ・いじめに関連する各種相談に対して、発達相談室、適応指導教室、学校及び教育委員会、医療機関、警察等と必要に応じて連携及び協議の上、児童福祉法に基づく適切な援助を実施する。 <健康福祉部> <p>○スクールカウンセラー等の配置により、学校における教育相談の充実を図る。 <市教育委員会・各学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等を全ての小・中学校で活用できる環境を整備するとともに、その効果的な活用に関する研修を推進し、学校における教育相談力の向上を図る。 ・スクールカウンセラー等の専門性を有効に活用し、カウンセリングに関する理論や技能、児童生徒のソーシャルスキル等の育成についての研修を充実する。

②指導・助言

取組区分	事業概要
市・学校	<p>○個別のいじめ事案について、その様態や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて、各学校に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。 <市教育委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会の「指導主事」が中心となり、市立学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について、情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携に係る調整等を行う。

(6) 地域や家庭との連携

①関係諸団体等との連携

取組区分	事業概要
市・学校 市民・家庭・地域	<p>○いじめ防止の啓発、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上を図るとともに、常に警察署の生活安全課担当者、子ども相談センター、法務局、医療機関との連携を通して、情報の共有と指導について協議し、学校の指導に生かすようにする。 ＜生活環境部＞</p> <p>○「いじめ対策部会」における協議や情報交換等を通じて、いじめの防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努める。 ＜市教育委員会、生活環境部＞</p> <p>○「学校警察連絡協議会」などの枠組みの下、市教育委員会及び学校と警察との連携体制を整備する。 ＜市教育委員会、生活環境部＞</p> <p>○中津川市「生徒指導主事研修会」・「生徒指導主事連絡協議会」を定期的で開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、情報交流を図るとともにいじめ等の防止に努める。 ＜市教育委員会＞</p>